

平成20年(行ツ)第183号, 第184号

平成20年(行ヒ)第204号, 第205号

決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の名古屋高等裁判所平成19年(行コ)第25号損害賠償請求事件について、同裁判所が平成20年3月14日に言い渡した判決に対し、上告人兼申立人らから上告及び上告受理の申立てがあり、附帯上告人兼附帯申立人らから附帯上告及び附帯上告受理の申立てがあった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件上告及び附帯上告をいずれも棄却する。

平成20年(行ヒ)第204号事件を上告審として受理しない。

上告費用及び上告受理申立費用は上告人兼申立人らの、附帯上告費用は附帯上告人らの各負担とする。

理 由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告を許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に

規定する事由に該当しない。

2 附帯上告について

民事事件について最高裁判所に上告を許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件附帯上告の理由は、理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであつて、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

3 上告受理申立てについて

本件上告受理申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない（なお、本決定により、本件附帯上告受理の申立ては、その効力を失う。）。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成22年6月24日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 櫻井龍子

裁判官 宮川光治

裁判官 金築誠志

裁判官 横田尤孝

裁判官 白木勇

当事者目録

岐阜県山県市西深瀬208-1

選定当事者

上告人兼申立人・附帯被上告人兼附帯相手方

寺 町 知 正

岐阜県揖斐郡揖斐川町谷汲岐礼1048-1

選定当事者

上告人兼申立人・附帯被上告人兼附帯相手方

山 本 好 行

(上記選定当事者両名の選定者は別紙選定者目録記載のとおり)

岐阜県海津市海津町高須515

被上告人兼相手方・附帯上告人兼附帯申立人

海 津 市

同 代 表 者 市 長 松 永 清 彦

岐阜県海津市海津町日原33

被上告人兼相手方・附帯上告人兼附帯申立人

福 島 春 雄

岐阜県海津市海津町森下388

被上告人兼相手方・附帯上告人兼附帯申立人

瀬 古 章

上記3名訴訟代理人弁護士

瀬 古 賢 二

岐阜県各務原市尾崎北町2-69

被上告人兼相手方 伊 藤 俊 樹

岐阜県美濃加茂市加茂野町今泉1247

被上告人兼相手方 内 田 鉄 男

岐阜市西野町2-4

被上告人兼相手方 大 杉 幸 靖

岐阜県美濃加茂市新池町3-3-24

被上告人兼相手方 渡 辺 武 彦

岐阜市市橋1-11-7

被上告人兼相手方 渡 辺 建 藏

上記5名訴訟代理人弁護士

端 元 博 保

伊 藤 公 郎

池 田 智 洋

長良川渡船事業

海津市の敗訴確定

最高裁決定 県に1700万円返還へ

県が海津市（旧海津町）に委託した長良川の渡船事業がずさん運営されたとして、市民団体が市などに委託料約2200万円を県に返還するよう求めた住民訴訟で、最高裁第

1小法廷（桜井龍子裁判長）は28日までに、市側、住民側双方の上告を退ける決定をした。市などに約1700万円の返還を命じた。

二審判決が確定した。2007年5月の一審岐阜地裁判決は「実情を反映していない委託料精算書や業務日誌を県に提出して委託料

を受け取った市の行為は違法」と判断し、約1900万円の返還を命じた。08年3月の二審判決が確定した。

名古屋高裁判決も支持したが、県が受けた損害命令。08年3月の二審判決による害額の算定方式を一部変更し、約200万円減額した。

一、二審判決によると、1995～99年度の渡船事業で船頭が常駐していなかつたり、不正な報告書が県に提出されたりした。

真摯に受け止める

松永清彦海津市長 判決の結果を真摯（しんし）に受け止めて、対応してまいりたい。

長良川渡船訴訟 2審判決が確定

2010.06.29 毎日

岐阜県が海津市（旧海津町）に委託した長良川の渡船事業がずさん運営がずさんだったとして、同県の市民グループが同市などを相手取り、委託料約2200万円を県に返還するよう求めた住民訴訟で、最高裁第1小法廷（桜井龍子裁判長）は、同市に約1700万円の支

2010.06.29 読売

長良川渡船事業訴訟

海津市の敗訴が確定

岐阜県が同県海津市に委託した長良川の渡船事業の運営がずさんだったとして、同県の市民グループが同市などを相手取り、委託

料約2200万円を県に返

還するよう求めた住民訴訟で、最高裁第1小

法廷（桜井龍子裁判長）は、

同市に約1700万円の支

付。同市などの敗訴が確

定した。

1、2審判決は、海津市

と渡船組合長が県との契約

に反して船頭を常駐させな

かつたり、虚偽の業務日誌

を提出したりするなどの違

法行為を行ったと認定。た

だ、2審が返還額を1審か

ら約200万円減額したた

め、原告側が上告していた。

海津市などの敗訴確定

渡船事業
住民訴訟
最高裁、上告退ける

岐阜県が海津市（旧海津町）に委託した長

2010.06.29 中日

良川の渡船事業がずさんに運営されたとして、市民団体が市などに委託料約一千二百万円を県に返還するよう求めた住民訴訟で、最高裁第一小法廷（桜井龍子裁判長）は、市側、住民側双方の上告を退ける決定をした。市などに約千七百万円の返還を命じた（審判決が確定した。決定は二十四日付）。

一〇〇七年五月の一審駁んでいなかつた。審岐阜地裁判決は「実情を反映していない委員に提出されたりした。

長良川渡船委託料判決確定

住民「速やかに返納を」

県が海津市などに委託運航していた長良川の県営渡船事業をめぐり、運営実態が委託内容にそぐわないとして市民団体が市や組合長らに委託料を県に返還するよう求めた訴訟で、双方の上告を退けた最高裁第一小法廷。県と海津市、渡船組合の運営のずさんさを認めた名古屋高裁判決が確定した。

訴えを起した「くらし・しぜん・いのち県民ネットワーク」代表の寺町知正さん(左)は、一九九九年の提訴から十一年越しの決着に「住民側の勝訴率

ないのか知らないが、速やかに県に金を返納すべきだ」と海津市に求めた上で、「一審、二審判決とも、運航実績報告書などについて県の点検責任を明確に

し、返還請求すべきものにはきちんとすべきだ」と求めた。

一方、返還命令を受けた海津市の松永清彦市長は「判決の結果を真摯に受け止め、対応

てきだ立場なのに、こういう結果になってしまい残念。組合員と相談し、市と今後の対応を協議したい」と困惑気味に話した。

が極めて低い住民訴訟において、よく勝てた」とほつとした様子。豊清求は認められない。

していきたい」と「メント。

岐阜県から長良川で運営する渡船事業をめぐり、運航実態がないのに県から委託料が支払われたとして、住民団体が当時の渡船組合長らに損害賠償を求めた訴訟の上告審で、最高裁第一小法廷（桜井龍子裁判長）は、提訴した住民団体と、訴えられていた同県海津市と元組合長側の上告を、いずれも棄却する決定を出した。24日付。同市と元組合長2人に計約1700万円を真に返還するよう命じた二審判決が確定した。名古屋高裁判決が確定した問題となつたのは、海津市

2010.06.29 朝日

を通じて支払われた1995年（平成7年）の委託料。虚偽の業務報告に基づいていたとして、住民団体「くらし・しづかん」（岐阜県民ネットワーク）（事務局＝寺町知正・同県山県市議）が計約2200万円の賠償を求めていた。